＜自立者用＞生活支援サービス契約書

ＡＬＳＯＫケア株式会社（以下「甲」という）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「ディーフェスタクオーレ福生（東京都福生市本町８７番地１）」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第１条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第４条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第２条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第３条（サービス提供の記録）

１　甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月２０日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。

２　甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第１９条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後２年間保存します。

３　乙は、甲において、乙に関する第２項の諸記録を閲覧できます。

第４条（サービス料金等）

１　基本サービス（状況把握（安否確認）・生活相談・緊急時対応及びフロントサービス）と選択サービス（基本サービス以外の生活支援サービス等）の料金は、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

２　基本サービスで、１か月に満たない期間のサービス料金については、１か月を実日数に応じて日割計算した額とし、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第５条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第６条（サービス料金の支払）

１　第４条第１項に定める基本サービス及び選択サービスの料金については、その実績を当月末で締めて、翌月に請求をさせていただきます。甲は費用項目の明細を付して毎月２０日までに請求書を発送します。甲は、これに基づき原則としてその金額を乙の指

定する口座から２７日（土・日曜、祝祭日の場合は翌営業日）に引き落とします。

2　乙が月途中で本契約を解除した場合、基本サービと洗濯代行サービスで、１か月に満たない期間のサービス料金については、１か月を実日数に応じて日割計算した額とし、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。それ以外の料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に計算した額とします。

3　甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第７条（有効期間）

1　本契約の有効期間は、本契約成立の日から２年とします。ただし、事由の如何を問わず、乙が次に揚げる事由に該当したときには、本契約も終了します。

(1)「ディーフェスタクオーレ福生」における賃貸借契約が終了したとき。

(2) 乙が死亡したとき。

(3) 乙が要支援又は要介護の認定を受けたとき。

2　前項（3）の場合、乙の意向により、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を締結することができます。

3　契約期間満了日の３０日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、２年毎の自動更新となります。

第８条（事業者からの契約解除）

1　甲は、乙が次に揚げる事由に該当した場合には、後項の手続きを行うことで、本契約を解除することができます。

(1)　甲は、乙の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合。

(2) 回復の見込みがない病状又は状態の悪化などの要因で、乙の生命に危害を及ぼす恐れがあり、第２条に規定するサービスの提供が困難となった場合。

2　前項の場合、事業者は次の手続を行います。

(1) 一定の観察期間をおくこと。

(2) 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。

(3) 契約解除の通告について３０日の予告期間をおくこと。

(4) 前号の通告に先立ち、乙及び身元引受人の意思を確認すること。

3　甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を３か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第９条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、３０日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第１０条（秘密保持）

１　甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

２　前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

３　事業者は、「ＡＬＳＯＫケア株式会社　プライバシーポリシー」を制定し、契約者等から得た個人情報については、適切に管理するものとします。

４　入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（令和４年東京都条例第130号）を遵守します。

第１１条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第１２条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰するべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第１３条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第１４条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第１５条（連帯保証人）

１　連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。

２　前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

３　丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。

４　丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第１６条（緊急連絡先の指定）

１　乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができます。

2　緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知するものとします。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができます。

第１７条（本契約に定めのない事項）

1　甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第１８条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「ディーフェスタクオーレ福生（東京都福生市本町 87 番地 1)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その１通を保有するものとします。

年　　月　　日

甲　　所在地　東京都港区三田三丁目１番７号　三田東宝ビル６階
名　称　ＡＬＳＯＫケア株式会社
事業統括取締役　　田中　大輔　　印

乙　　住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連帯保証人

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

極度額　月額基本サービス料金及び食事サービス料金(1日3食30日)
の合計金額の48か月分

乙に代わって、乙のために署名押印する場合、該当する項目にレを付け
乙との関係・続柄をご記入の上、以下に署名押印願います。

ただし、連帯保証人または普通建物賃貸借契約書の身元引受人と同一の場合には、「連帯保証人兼務」または「身元引受人兼務」にレを付けていただき、次の署名欄の署名押印は不要とします。この場合は、連帯保証人欄または身元引受人欄の署名押印をもって、乙に代わって、乙のためにご契約いただいたものとみなします。

□連帯保証人　□身元引受人　□代理人　□ご家族　□その他

乙は身体の状況等により、署名が出来ない為、乙の意思を確認の上、署名を代行致しました。

＜乙との関係・続柄＞　＿＿＿＿　(□連帯保証人兼務　□身元引受人兼務)

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印